

# 地域情報化と知識共有

内 桶 誠 二

## 1. はじめに

我が国では、多くの住民が産業や物流システムの進展によって表層的には豊かな生活を享受している。それを確たる実態とするためには、その背景に存在する文化に関わる諸事項について検討することが必要である。つまり、知識社会および知的社会について論じる新聞の啓蒙記事や書籍の出版事例が増えている事実はその流れであると考える。

知識社会では情報および知識の創造、流通、共有が重視される。だが、住民が情報システムのサービスを享受する機会が増えると、ニュースや話題の急速流布が実現するので全般的に既知事項が蔓延する。ゆえに、価値の高い情報や知識を獲得するためには、関係者への直接聴取、コミュニティ活動への参加、図書館での情報収集、博物館見学による思考など、個人が能動的に行動することが必要である。

地域には地理および歴史的経験にもとづく特有な文化が存在する。地域住民が共有すべき情報および知識はこの文化と深い関わりを持つ。ゆえに、知識共有には汎用のIT技術を適用するのみでなく、地域の諸事情を包括したネットワークの構築および活用が不可欠であると考える。

## 2. 情報共有と知識共有

地域の範囲については前報<sup>22)</sup>で示したように、当事者の意識によって異なる。本論では県単位以下の範囲を地域として想定する。また同様に、情報および知識についての学理的な定義は混乱状態にあるが、情報は当人による知的行動によって知識へと昇華され得る可能性を持つ素材であるとして考察を進める。

知識社会では住民が自己実現型の人間となることが肝要とされる。だが、我が国では

農耕社会における共同生活の習慣が文化遺産として多くの場面で受け継がれているために自律的な行動は必ずしも歓迎されていない。

住民が情報や知識を共有することの意義を住民の共同作業に資することのみに求めるのでなく、平和で安定した社会生活を営むことを支援したり、住民が知的で豊かな文化生活を謳歌するためにも不可欠であることを指摘したい。

表1 情報および知識の獲得メディア例

住民責務	生活安定	地場産業	文化普及
市民広報	ミニコミ	外務員	学校
ポスター	商店廣告	商店街	公民館
回覧板	福祉施設	J A	地域図書館
防災無線	C A T V	金融機関	地域博物館

## 2.1 地域住民の共通責務

インターネットのホームページ（以下、HPとする）を活用するサービス提供が多様化しており、検索エンジンで地域情報を提供する事例も増えている。たとえば、表2に示す例では県単位に分けて「お知らせ」程度の各種の情報を検索できる体制が提供されている。だが、これらの項目で紹介される記事は日常生活や観光目的の者に対して有効な面を保有するが、知識までに昇華可能な情報の公開は少ないと推定する。

また、マスコミは全世界で生じている各種の出来事を報道するので、社会的な活動や時下の話題に参加する者に対して有効性を發揮する。

表2 地域情報の公開項目

エリアガイド	コンピュータ	ビジネスと経済
エンターテイメント	インターネット	不動産
教育	自然科学と技術	メディア
健康	趣味とスポーツ	ニュース
芸術と人文	生活と文化	旅行
雇用	政治と行政	交通

（ヤフー「日本の地方・茨城県」<sup>31)</sup>による）

だが、特定地域内の住民が生活のために遵守すべき規範や地域サービスに関する情報を共有することは存外に困難である。たとえば、勤務のために昼間在宅の機会が少ない者や外国からの移住者が多い地域では情報共有の実現率が低下するので、地域内では多くの場面で混乱が生じている。行政側では広報や多言語で記載したパンフレットを発行するなどの努力をしているが、当事者に確実に配布されているかは疑わしい。また、新

聞の宅配を受けない者の増加によって、折り込みされた広報を受け取れない例も発生している。解消策として、駅などの公共施設に配布場所を設置している自治体もあるが、自動車通勤をする者にはこれも有効でない。

## 2.2 生活安定と共有知識

高齢化社会では行政サービスの享受に甘んずるのでなく、住民は積極的に行政へ参加するなどで共に安定生活を目指すことが必要となる。

生活安定が実現してゆとり感を持った者の中には、地域に対して関心を抱く者も少なっていないであろう。また、地域内に人間性の豊かな自己実現型人間を擁することは他の住民に少なからず好刺激を与える。そして、就業を通じて獲得された幅広い知識や経験を地域に還元することもできる。以上のことにより高齢者のみでなく一般社会人にも参加できる機会が生まれようとしている。つまり、経済環境の悪化に伴うワークシェアリング制度の実施で生じる余暇時間を投入することが想定できる。なお、NPO活動への発展が実現すると地域経済に間接的に少なからず貢献することも可能である。

弱い生活環境にある者は地域での共同生活によって必要最低限度の安定を保証されることが必要である。つまり、生命保証のための防災・生活維持などのシビルミニマムであるが、これらを行政サービスのみに請求することは非現実的な社会となった。たとえば、健康福祉の実現を行政に依存するのみでなく、ヘルスケア法や身体運動法などを公民館の公開講座に参加して学習するなど、平穏時からの自助努力が必要である。

以上のように、生活安定や生き甲斐発見には、能動的な行動と知識共有が必要である。

## 2.3 地場産業と知識共有化

現代人の多くは幼少時からスーパーマーケットに馴染みを持つが、小売店での対面販売の体験に乏しい。だが、自然食品やブランド品などへの関心を払う消費者の多くは、販売側と親しく接して知識を共有できる場所や機会を求めるようになった。ゆえに、地域経済の活性化が急務に陥っている自治体は、中心市街地の活性化として人寄せ施設の設置や行事開催に腐心するのみでなく、住民が自由に活動できる公共広場やベンチャービジネスの拠点を提供するなどの創造的な改革を実施することが必要である。

コミュニティビジネスは地域の資源を活用して、地域振興の問題解決をする事業であると捉えることができる。また、一般住民もその事業に参加することで生き甲斐や自己実現に資する事項を発見するチャンスが与えられる。

JJA関連の販売所では商品の陳列と共に生産者名やプロフィルを公開して「顔の見える農家」との取引を強調する例が見られる。顧客が電子メールで生産者にアクセスできる工夫を追加すると、栽培中の農薬散布の実態を把握したり地域の伝統料理などを問い合わせるなどの利用による交流の発生が期待できる。

地域内の店舗企業では販売活動のみに力点を置くのではなく、生産方法・素材供給ルートなどを公開したり、商品の種類や品質に対する消費者の要望を取り入れるための顔合わせの場を設定するなどによって、地場産業へ関心を向けさせることも必要である。なお、住民が地場産業との関わりを深めて知識共有も実現すると、「我が町の特産品」として他地域への贈答品とするなどで広範囲への浸透も想定できる。

### 3. 地域における情報活動

行政サービスとしての地域整備事業は住民に豊かな生活を提供するといったイメージを抱かせる。だが、事業の浸透に伴って匿名性や孤独感に関する問題の発生が予想される。他人や周囲に関心を払わずに無気力に陥る者の増加を防止するためには、日常生活に密着した小地域でのコミュニティー活動の実現が有効である。その実現契機を町内の祭礼・葬儀・迷惑建築に対する抗議活動への参加などに見出すことができる。つまり、住民が問題解決の過程において作業体験や時間を共有することにより、知識共有の重要性を認識するなどがコミュニティー活動を発展させるのである。

ただし、コミュニティ活動では行政側と異なった見方や解決法が生まれることが予想される。情報社会では住民主導で策定される行政サービスの享受実現が居住地選択の大きな要素となると考える。たとえば、茨城県の新治村には「小野小町の病没地」との伝承記録を有する地区がある。近隣住民が事実確認のために史跡の発掘を試みたり、彼女に因んで自作短歌を公募<sup>28)</sup>するなどの活動が行われている。行政側は住民による文化振興の活動を支援すると同時に、HPを利用して同地域への関心を掘り起こす試みを実施するなど、住民主導による行政サービスの実現が試みられている。

#### 3.1 住民参加のメディア

前節で示したように、住民参加による行政サービスの事例が増えている。だが、HPで公共施設の利用申請がIT経由で可能であるなどを情報公開しても、活用される事例は少ない。利用許可証の受け取りや予約金の支払いなどのリアルな手続きの際には実際の役場へ出向く必要があるなど、法律面の整備遅滞が利用普及を妨げているのである。行政HPへのアクセス数が伸びない事例の多くでは、コンテンツが地域住民のニーズと齟齬をきたしている。つまり、切実に獲得すべき情報や知識の探索は別のメディアを対象とする習慣が定着しているからである。そこで、学校便り、広報誌、パンフレット、新聞の地方版などをマルチに活用した広報活動の継続が必要であることを指摘したい。

パソコンやデジタルカメラの家庭普及が一巡した現在、地域における祭礼行事、災害現場、町並み風景などの撮影データをCD-Rに記録して配布する有効性が見えてきた。その根拠として、自治体が主催する「IT基礎技能講習会」への参加希望者が高倍率に達

していることを挙げることができる。なお、撮影は行政側に任せるのでなく、一般住民の作品を積極的に採用すべきである。専門家や行政とは異なった立場から対象を捉えるといった住民参加の意識を涵養させ、知識共有の機会を広げることが目的である。

### 3.2 地域文化の共有

文化の定義については本論の範囲外とするが、文化は過去から現在に至るまで多くの人々によって実行されてきた知的活動および社会的活動の全般によって作り上げられた知の集積であって、現代人の行動の源となる大切なものであると考える。

地域文化の普及および共有を実現するためには、住民自らが優れた文化に触れたり、文化の創造に関わる機会を持つことが有効である。地域社会の健全発展に責任を担う行政側も文化の創造・継承・振興・人材育成を初めとして、文化の発信にも力を注いできた。たとえば、古老の知識・史跡・町並み・埋蔵文化財・無形文化財などの保護のみでなく、文化財を地域の活性化に活用することを課題に設定している自治体が多い。

住民の能動的な生涯学習への取り組によって、自律した者の輩出が期待可能である。また、住民達が地域の歴史や伝統について知る、地元の良さを探訪するなどの経験を共有すると、地域文化への関心を深めたり郷土愛も生まれると考える。

さらに、地域内に存在する旧蹟や博物館におけるボランティアガイドとして地域的人的資源を活用すると、会員相互の切磋琢磨によって知識の創造や共有が増進する。それらの行動はサービス向上のみでなく、一般住民への啓発にも繋がるので地域文化の普及に貢献することができる。

文化活動に優れた住民の居住が顕在化すると、公民館の事業に講師として招聘されるなどで一般住民との交流が生じ、地域文化を広く発信できる機会が生まれる。

茨城県では笠間市をはじめとする全域において約400名の陶芸家が活動している。また、彼らを慕って新住民となった若手作家も多数居住している。つまり、同市には平成12年に茨城県陶芸美術館が開館<sup>30)</sup>され、その付帯施設として窯業指導所が設けられて教育指導が実施されているのである。

## 4. 博物館

### 4.1 社会教育施設として

博物館、図書館、公民館が代表的な社会教育施設である。これらの施設は地域住民が自立した生活を実現するための能動的学习を支援することが使命であり、行政のみでなく住民が運営に参加する事例が多く見られる。

#### a. 博物館

博物館を訪れると、生徒・学生および高齢者のみでなく中年夫婦の見学状景も多く見

られる。博物館は来館者に自然や文化に接触する機会を提供するが、学習を強制する施設ではない。だが、見学や体験を通じて様々な思考および知識の湧出が期待されているので、多少敷居が高いと感じる者の出現を否定出来ない。住民の共有財として気軽に利用可能な環境に整備することが必要である。

#### b. 図書館

人脳と同じく地域社会の知識中枢となる施設である。だが、図書館の利用者の多くは学生を初めとする常連であり、気紛れの利用者は少ないことが通例である。多くの図書館では新規の利用者を獲得するために様々な努力をしている。たとえば、地域に関する事項を掲載した書籍や地域出身の文筆家による作品を集めてコーナーを設置するなどの事例が多い。また、幼児を対象とする「読み聞かせ会」にボランティアを起用するなどで、図書館と住民との交流も試みられている。

住民が書籍を探す際の支援サービスとして、タッチパネル式パソコン端末を設置する館が多い。だが、その利用者を望む機会は少ない。開架式の場合は、本人が書架を巡回して目的の書籍を発見する際の満足感の方が勝るからである。つまり、情報機器を設置して自由に利用させるサービスのみでは住民満足を実現できない点を指摘したい。

#### c. 公民館

公民館は地域住民による多目的利用を目途に設置される。つまり、公民館では自治会活動や保健指導を初めとして、住民サロン・市民大学・コミュニティーカレッジなどの名称の下に多様な事業が展開されている。また、参加者相互による情報交換や親睦の場としての活用も重視されている。

情報社会における学習行動の必要性を浸透させる試みとして、家庭婦人や高齢者を特定対象とせず、経済・法律・ITなどの講座を開催して、従来から参加者が少ない階層の者を開拓することに工夫を凝らしている事例も見られる。

なお、公民館設置が過疎地対策となっていると推定される事例も少なくない。たとえば、1995年の統計<sup>25)</sup>によれば茨城県の大和村には計17館が設置済みである。これを人口10万人当たりに換算すると約219館となる。一方、水戸市では計29館を設置しているが、同値は約12館に止まる。県都の住民が他分野の施設利用を強いられるなどの不均衡状態を是正することの必要性を強く感じる。

### 4.2 博物館の活動

#### a. 世代交代

博物館の業務には調査研究、収集、保管、展示などがあり、物を扱うことが基本になっている。図書館と同様に現物管理の業務が必須である。だが、企画展示を計画する際

は設定テーマに応じて内容や展示法の選択が可能であり、来館者の動員数を想定できるなどの点が図書館とは異なっている。

博物館は情報や知識に関する社会基盤である。すなはち、住民は博物館を利用して相互に知識を共有できる可能性を有している。なお、住民の共有財産としてデータベースを完備して厳重保管するのみでなく、来館者が体験を伴う観察行動によって楽しめるアミューズメント施設にもなりうる点も特色である。

博物館は実物・複製品・標本・模型・書画・書籍・写真などを収蔵するが、時代を経た物が「博物館行き」と揶揄されることもある。だが、物や記憶は時間の経過とともに自然消滅することが通例であるから、後世に伝達すべきと思慮される物は積極的に収集保存して、適宜に公開することが博物館に期待されている。つまり、博物館の収蔵物は過去を実証するのみでなく、未来への手がかり発見を支援できる可能性をも内包しているのである。ゆえに、博物館の設置および運営には数十年単位に涉る長期展望が必要であるが、現代の博物館には表3に示す第3世代<sup>29)</sup>に突入している事例も散見できる。

表3 博物館の世代区分と差異

項目	第1世代	第2世代	第3世代
設置目標	保存管理	展示公開	観光寄与
業務使命	展示物監視	調査研究	学習支援
工夫課題	陳列法	展示法	演出法
来館目的	希少物確認	知的満足	感性充足
館内行動	観察する	体験する	認知する

#### b. 博物館の分類

文部省（当時）が実施した平成11年度調査<sup>35)</sup>の結果によれば、博物館およびその類似施設の合計は5109館であり、大学の設置数を遙かに凌いでいる。また、社会教育施設の中では最も増加率が高く、特に歴史系博物館が急増している。

博物館法<sup>36)</sup>では、「博物館は歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供する。」とされているが、その実態内容は多様である。ゆえに、博物館の分類項目は観点によって多様なものが想定される。非常に概略的な分類例を表4に示した。なお、従来の展示法では物の詳細な観察が困難な場合が多いが、収蔵物をデジタルコンテンツ化して公開するデジタルミュージアムが登場している。既に「デジタルミュージアム推進協議会<sup>37)</sup>」には545団体が会員登録をしており、普及に向けて多面的な作業を進めている。

#### 4.3 博物館のサービス

博物館では展示、体験実習などのサービスを提供するのみでなく、資料の収集・整

表4 博物館の分類例

分類	摘要例
総合博物館	国立博物館
人文科学系	美術系博物館 美術館 写真美術館 歴史系博物館 民俗博物館 郷土博物館
自然科学系	自然史博物館 動物園 植物園 水族館 理工学博物館 科学博物館 自動車博物館

表5 博物館の評価項目例

項目	摘要例
収蔵物	希少物、関連物、数量
先進性	展示設備、展示技術
活動成果	企画展示開催、研究報告
サービス	来館者数、行事参加者数
連携活動	学校、公民館、友の会
広報活動	講演会、啓蒙記事
他館協力	展示品貸借、運営研究
経営効率	利益率、職員稼働率

理・研究を初めとしてサービス提供の準備に多くの労力が投入されている。また、収蔵物の多くは複製による価値再現が不可能な実物であり、展示に伴う損傷を極力防止することが要求される。ゆえに、博物館は公開展示と保全管理との拮抗する責務遂行が要求される。実物の展示を至上とせずに、仮想化展示法などによる認知性を高める工夫を施してサービス展開をする事例も現れている。表5では博物館に関する評価項目の例を示したが、世代、設置目的などによって摘要内容は変わる。

#### a. 解説サービス

展示室内に監視員を配置したり、防犯カメラを設置する博物館が多い。だが、学芸員や説明員を場内で発見できる機会は少ない。美術館では、自己の審美眼による鑑賞が前提であるから、説明員が不可欠であるとは考えない。だが、博物館では一般来館者に専門的知見の具備が望めないにも係わらず、解説サービスが少ないと問題である。

展示物の近くで説明音声を受信可能な無線機を貸与するサービスが普及しているが、PHSやPDAにマルチメディア通信機能を付与する高機能化も模索されている。<sup>33)</sup>

来館者に説明サービスを適宜に提供できると、来館者は展示物のどの部分に注目すべきかのアドバイスに接したり仮想化展示法を併用して観察することができる。さらに、

双方向通信によるサービス内容の向上も想定される。

### b. 仮想化展示

博物館では、来館者による能動的な観察行動を通した知的活動が期待されている。だが、展示物の多くは手を触れることが禁じられている。改善策として、仮想化展示による認知性の確保法がある。つまり、実物を3次元で計測したCGデータ入手できれば、縮尺率や照明方向および回転軸を指定して表示させることができになる。この方法を利用すると実物よりも高い観察成果が期待できるが、実体感が少ないと感じることはやむを得ない。

東京国立博物館で公開されている「法隆寺献納物デジタルアーカイブ<sup>24)</sup>」においても類似の機能が一部採用されているが、319件の作品が格納されているのみである。

音声や動画を併用したマルチメディアによる仮想展示法が採用される事例もあるが、表現コンテンツに制作者の意図が残ることを排除することが困難である。事實を伝えることが責務である博物館では、関心を誘ったり認知の容易化を意図して安易に採用すべきではないと考える。

家庭用のデジタルカメラなどによる撮影画像は、データの表示および管理にパソコンを利用できるので運用が簡便である。ゆえに、小規模な博物館であっても展示の拡大表示、音声ガイド、関連物品の案内などの補助説明に適用が可能である。

### c. 収蔵物情報の提供

展示物に併置される解説カードの記事は簡潔に表現されているが、専門用語が含まれるなどのために読解率は必ずしも高くない。ゆえに、カードの他に関連資料、既刊報告書などを参照して認識を深めるためのサービス体制が必要であると考える。対策として、多くの博物館では参考資料室を設けているが、専門知識に乏しい一般の来館者が検索することには困難が伴うため、室内は閑散としていることが通例である。また、展示物に関する総合カタログを発行する方策も散見されるが、比較的部厚な書籍に仕上がっている例が多く、それを展示現場で参照することは困難である。

来館者が展示室の片隅に置かれた端末装置を利用して、必要データを検索可能とするシステムの構築を提案したい。ただし、単なる電子パンフレットを提示するのではなく、ユーザの必要に対応して「顧客満足」を達成できる機能を設計すべきである。

博物館では、個々の収蔵物に対して記録カードを作成することが建前とされている。カードには物の名称、制作年代、材質、収集源、収蔵場所のように多くの項目が用意されている。また、展示用カードの解説原稿、写真や調査資料、関連パンフレットなどを付随して収録する例が多く、データの管理作業は煩雑である。

解決策は個々の収蔵物ごとに整理された多様なデータをコンピュータで管理・運用することである。だが、博物館は長期の活動が前提であり、運用開始後にデータファイル

の書式を変更することは極めて困難である。ゆえに、カードの全面的なコンピュータ化に躊躇する事例が推定される。コンピュータ化を実施する際は機種依存性が低次なテキスト形式のファイル書式が良いと考える。具体的にはH T M L 文書や機能設定の融通性が高いX M L 文書の適用が想定される。なお、「文化財情報システム」の共通索引<sup>38)</sup>ではH P の表示項目のみを定めて、利便性および汎用性が図られている。

#### d. ドラマ仕立て

来館者が自由に楽しみながら見学したり、操作法などを体験できるような展示法を採用している博物館の事例がある。つまり、ジオラマ、立体映像、自動人形劇などの適用である。これらには認知性向上の工夫が施されているが、幼児であっても短時間の鑑賞で展示物の前を通過してしまう例が多い。彼らは日常的にTV放送などで印象度の強い番組を視聴しているため、在り来たりの展示法には関心を払わないのであると考える。

「ワープステーション江戸」は天正時代の江戸の町並みを再現した施設である。<sup>27)</sup>比較的高度なマルチメディア技術を利用して、当時の生活状況や展示物の時代背景およびその利用方法などを再現させている。ユニークな博物館として位置付けられているが、博物館機能と娯楽機能とが混然としているので客層が絞れないようである。事実、読売新聞茨城県版（2001年10月25日）の報道によると、本年度の入場者数は見込みラインへの到達が困難に陥っている。

### 5. 地域志向型博物館

#### 5.1 特色など

##### a. 設置の傾向

4.2節で示したように、歴史系博物館の設置が80年代以降に急増した。その中でも県立以下の事業規模であるところの地域志向型博物館（以下、地域博物館とする）の設置事例数が著しい。なお、本論では地域博物館として郷土博物館、歴史民俗博物館、郷土資料館などを想定している。筆者が茨城県下の多くの地域博物館へ実地調査に赴いた際の印象では、館の名称に従って厳密に展示物を選択する事例は少ないようである。その原因は、博物館設置後の運営過程で展示物のカテゴリ一分類を緩和することの必要性が多く出現することにあると推定する。

茨城県博物館協会<sup>26)</sup>に所属する博物館は合計66館であり、地域博物館が40館を占めている。設置の要因として、舟塚山古墳を代表例として県内に古墳が数多く散在する、南北朝時代以降に活躍した佐竹氏などの常陸武家に因む地域が多いなどの事項を挙げることが出来る。無論、生涯学習の普及に伴って地域内の事物や課題を原点として新しい価値の発見に能動的に取り組む者の輩出傾向を見逃すこともできない。

表6 展示物の例

歴史民俗博物館	郷土博物館
歴史年表	生活民具
埋蔵発掘品	城郭再現模型
古文書	伝統産品の製法
仏像彫刻	農水産用具
美術工芸品	郷土著名人資料
生活状況模型	農家の移築家屋
祭礼用品	語り部録音記録

だが、「地方の時代」の文化行政における課題の中で地域博物館が急増したことも事実である。その中で、自治体首長の多くは博物館の設置計画に関して疑似・参加体験型、知的娯楽、アミューズメント性、国際性、環境問題、最新技術の採用などを主張したり、町おこしや地域文化の象徴とするなどの方針を打ち出した。

実地調査では、行政規模が小さな自治体であっても華美とも感じられる程の館を設置し、電動装置による展示法を採用した事例を多々確認できた。事業計画の妥当性によって国庫補助が認可された事業であると思慮すべきではあるが、都市生活者の立場からは甘受することに抵抗感が残った。

地域博物館の活動状況は様々であり、積極的な館では定期的に企画展示を開催したり、研究報告書を公刊するなどの活動歴が見られる。反面には、専門職員が居らず受付人が建物管理に従事している、1週間中の来館者数が皆無である、平常は施錠して来館時に公開するなどの運営実態を呈している館も少なくない。これらの要因は博物館の設置者および学芸員の意欲に依存する所が大である。

郵政省（当時）の「自治体ネットワーク施設整備事業<sup>39)</sup>」に採択された63件の事業計画書を分析したところ、既存の地域博物館をネットワークに取り込むといった計画案は僅か2件に過ぎない。健全運営には予算措置のみでなく、地域住民による博物館活動への参加意欲を涵養することが不可欠であると考える。

### b. 展示の工夫

地域博物館では、地域に由来する多様な事物や資料（市街航空写真、市政データ、年中行事暦など）を展示したり、体験行事を開催するなどの住民サービスも提供している。

地域博物館を訪れると、薄れた記憶や経験を思い出したり、現状と比較して思考の機会が生まれるなどの知的な行動の機会を得ることができる。ゆえに、地域博物館の展示では生活者の立場から自由に見ることが尊重されるので、雑多とも感じる程に多様な物が展示されている。取り分け、生活民具の展示物には使用当時の文化が内包されている

ので、来館者の中には郷愁に誘われる者も少なくない。そのため、無意識に展示物へ手を出す者もあり、破損の危険性が高い。

対象を正しく認知するためには、観察（共感する）、実践（体験する）、制作（没入する）などの行動を組み合わせることが効率的であるから、「体験コーナ」の設置や「体験教室」の開催などは有効であると考える。具体的には、実物の他に複製品を用意して自由に触れさせる、道具の模擬利用をさせる、類似品を製作させるなどの展示法やサービス体制である。

展示物の中には、民家内に埋もれていた文書、絵画、写真などのように学術的価値は低いが、散逸させるべきでないと趣旨で贈与若しくは貸与された物が見られる。地域博物館はこのような分散知識を共有化するためにも有効である。だが、学芸員が繁忙のために未整理であったり、収蔵庫が満杯であるなどの理由で戸外や通路に放置される事例も散見される。破損が危惧されるのみでなく、贈与者に不快感を与える恐れもある。

表7 展示のメディア

分類	摘要
実演公開	作業公開、無形文化財公演
再現展示	写真、構築物、ジオラマ
装置再生	照明、音響、T V、仮想現実

表8 存在の意義

地元意識の涵養	学習資料の提供
地域文化の象徴	史実の記録保存
文化活動の推進	行政施策の記録

### c. 地域博物館の意義

収蔵物を公開展示して、生涯学習や学校教育に資することが大きな部分を占めている。だが、地域博物館の存在およびその活動は多面的な意義を実現させている。たとえば、玄関ロビーを地域住民が探索して作品に仕上げた野仏写真の展示用に貸与する、講義室で学芸員が歴史講演会や古文書の読解指導会を開催するなどの公民館的な活動も実施している。住民が触れあったり、郷土に关心を持つなどで愛される施設に育てるための努力の現れである。

## 5.2 地域博物館の利用者

博物館訪問は知的活動の能動的な実践者のみでなく、多様な目的による利用者が想定される。ゆえに、来館者を満遍なく充足させ得る展示を継続することは至難である。

利用目的によって博物館を分類してみると、中央志向型博物館は県立以上の規模を持ち、学習や教養を目的として来館する者が多く、子供科学博物館などが挙げられる。観光志向型博物館は天然記念物や希少価値を持つ物を展示して、観光旅行の一環として訪れる者を主対象としている。そして、地域博物館（地域志向型博物館）は住民の関心事を中心として展示を行うが、観光旅行者の来館を想定することも必要である。

地域博物館では、館の創設直後や企画展示の期間にのみ多くの来館者数を記録することが通例である。ゆえに、平時の来館者数を確保するためには常設展示へのリピータを育成することが大切である。たとえば、一過性の見学に終始させるのではなく、テーマ別研究会などへの参加を促して博物館への関心を深めさせるなどの方策が必要である。

博物館がHPを開設して「電子博物館」のページを掲載する事例が増えている。コンテンツは博物館内の部屋割り、展示物の抜粋紹介、利用交通機関の案内、行事予定などである事例が多い。HPを参照する目的として、リピータが企画展示や研究会の開催予定を調べる、旅行予定者が訪問先の近辺に存在する博物館を探索するなどを想定できる。後者は単なる観光旅行者でなく、地域に滞在して博物館を訪れるといった能動的な旅行者であると捉えたい。それゆえ、地域博物館は地域に関する知識や理解の普及実現のために工夫を施すことが必要である。神戸市が策定した「20世紀博物館群構想<sup>23)</sup>」ではこのような利用者の実現が期待されている。

表9 博物館の利用者

積極利用	間接利用者
児童・生徒	入館満足者
学生・研究者	観光旅行者
好事家	休息目的者
創作技能者	行政観察者

### 5.3 地域博物館による知識共有

住民が情報や知識を共有することは自治体を初めとする関係者の大きな懸案事項である。だが、生活に直接影響が少ない文化面に関して知識共有を図る事は容易でない。地域博物館を訪れる住民の数を増すことができれば、地域文化および教育面から先の問題解決を支援することが可能である。

博物館は社会学の原点ともいえる施設である。つまり、過去の事物や文化を展示するのみでなく、既存事項を組み合わせることで新しい物や文化を創造したり、知識共有の実現を支援できる可能性が存在するからである。ゆえに、地域博物館は住民の心の拠り所として有用であるのみでなく、地域発展の基点にも成り得ると考える。

#### a. 共有への課題

先に示したように、博物館でもドラマ仕立て風の展示法が増えている。たとえば、ジオラマやクイズ形式を採用するエデュメント方式の展示を挙げることができる。だが、テレビ放送を筆頭とするマスメディアから強烈な刺激が當時放出されているので、来館者は工学技術を駆使した展示にも余り感動しなくなっている。無論、学校の資料室で採

用されるような簡素な展示法のみが博物館で採用されたならば、来館者は展示物を一瞥して全館を通り抜けてしまうだろう。地域博物館では諸般事情のためにこのような事態に陥いる傾向にあり、児童生徒は地域博物館の活用者として低調な層を構成している。

博物館の学芸員は学術知識を手段とする専門家であることから、住民相互における知識共用を効率的に支援できる十分な体制を必ずしも構築してないように推定される。一般人にも理解が容易な解説用語を標準化したり、用語のシソーラス化などの作業の促進および普及活動が必要であると考える。

#### b. 交流促進

地域博物館を生涯学習の場と定めた者達は頻度高く来館するので、同好の士が集って友の会を設立する事例が見られる。友の会における懇親や情報交換の活動から、博物館活動を支援するボランティア組織に成長することが期待される。

博物館を訪れることが容易でない過疎地域や、授業で博物館資料の活用を計画した学校へ学芸員が収蔵物を持参して出張説明に赴くなどのサービスを実施する例<sup>21)</sup>もある。教育では学習者の情報処理プロセスを最適化することが要求されるが、知的レベルに差が存在するグループが協同で調べ学習を進める際は博物館の利用が有効である。物に直接触れたり、現実社会で実践される事を展示物から推定するなどの行動は抽象度が低いので、学習者達が対等の立場で意欲的に議論を開く機会を提供できるからである。以上のように、地域における交流促進などにも地域博物館は貢献できる可能性を有する。

### 6. おわりに

我が国でも情報社会が本格的活動の段階に突入したが、「人間と道具」によるコミュニケーションが注目を浴びている。だが、これが一巡して情報化が進展すると協同作業による問題解決や意志決定の不可欠性が顕在化すると考える。そして、このような社会で活動する知識労働者に対する生活インフラの整備も不可欠となる。高速情報通信回線の整備は無論であるが、知的な文化活動に参加が可能な地域の整備も課題となる。行政はこの施策によって知識労働者を地域内に定住させることが必要になるからである。この論拠としては、地域の環境に不具合を感じた者は役所に出向かずにオンライン処理で転出および転入の手続を実行できる行政サービスが近い将来に開始予定である点を挙げることができる。

地域発展といった地域内の問題解決では文化行政の事業が大きな役割を担い、その遂行には住民参加が不可欠であることを指摘してきた。これを実現させるためには情報公開が前提である。行政側の独断専行を監視するのみでなく、市民がどの分野に参加して協力できるかを知るための手段ともなるからである。

欧米社会では事務部門においてファイリング方式が普及している。その要因として、担当者個人に組織活動に関するデータを秘匿させず、データを組織内で共用するといった慣習が定着している点を挙げることができる。その背景には、多民族国家、終身雇用制の不採用、職場異動の頻繁性などの実態が存在する。当然、蓄積データの死蔵防止が可能である点も見逃せない。以上のように、知識共有の重要性は高まる一方であるが、我が国は緒に就いた段階にある。

本論では、自治体のお荷物的な存在となっている多くの地域博物館を活用し、住民の情報化および知識共有化を推進させることを提案した。なお、住民生活に資するための地域情報化の課題は長期に涉って地道に取り組むべきであると考える。

## 参考文献

- 1) 河野重男他, 社会教育の施設, 第一法規出版, '79.11
- 2) 田屋祐之, 電子メディアと図書館, 効果書房, '89.6
- 3) 小林文人編, 公民館・図書館・博物館, 亜紀書房, '84.5
- 4) 吉川弘他, 生涯学習施設経営の今日的効用, 第一法規出版, '89.6
- 5) 関秀夫, 日本博物館学入門, 雄山閣出版, '93.3
- 6) 伊藤寿郎, 市民のなかの博物館, 吉川弘文館, '93.4
- 7) 高木晴夫他, マルチメディア時代の人間と社会, 日科技連, '96.1
- 8) 井上俊他編, メディアと情報化の社会学, 岩波書店, '96.4
- 9) 長谷川伸三他, 茨城県の歴史, 山川出版, '97.6
- 10) 佐伯胖, 情報とメディア, 岩波書店, '98.3
- 11) 水藤真, 博物館を考える, 山川出版, '98.10
- 12) 井上輝夫編, メディアが変わる知が変わる, 有斐閣, '98.11
- 13) 西尾章治郎他, 相互の理解, 岩波書店, '99.11
- 14) 西尾章治郎他, 情報の共有と統合, 岩波書店, '99.12
- 15) 遠藤薰, 電子社会論, 実教出版, '00.6
- 16) 奥野卓司, 第三の社会, 岩波書店, '01.3
- 17) 川添登監, 地域博物館への提言, ぎょうせい, '01.5
- 18) 大友篤, 地域分析入門, 東洋経済新報社, '01.7
- 19) 新免國夫, 岡山県が進めるIT戦略, 情報処理, Vol.42, No.8, pp.806-809
- 20) 中川郁夫, 地域IXの現状と展望, 情報処理, Vol.41, No.1, pp.8-13
- 21) 小川雅弘他, 博物館の専門情報を学習場面で利用するための提示方法の事例研究, 日本教育工学研究報告集, JET01-3
- 22) 内桶誠二, 地域情報化におけるITの適用課題, 流通情報学部紀要, Vol.5, No.2, pp.1-15
- 23) 梅棹忠夫委員長, 20世紀博物館群構想(神戸市), '95.5
- 24) (財)新映像産業推進センター, 特集・先導的アーカイブ映像制作支援事業, HVC NEWS, 58, '98
- 25) 市町村ネットワークセンター編, 市町村情報総覧2000東日本編, ジャパンサービス, '00.7
- 26) 茨城県博物館協会, いばらきの博物館2001, '01
- 27) 茨城県博物館協会, ニュースNo.27, '01.3
- 28) 新治村観光協会主催, 「常陸国 小野小町文芸賞」の応募規定
- 29) 水嶋英治, 科学博物館役割分担の知恵, 読売新聞(文化論文), '01.2.22
- 30) 茨城県陶芸美術館開館記念 人間国宝展, パンフレット, '00.4~7

- 31) 日本の地方情報（茨城県）, [http://dir.yahoo.co.jp/Regional/Japanese\\_Regions/Kanto/Ibaraki/](http://dir.yahoo.co.jp/Regional/Japanese_Regions/Kanto/Ibaraki/)
- 32) 全国博物館ディレクトリー, <http://www.d-rata.co.jp/museum/>
- 33) 東京大学総合研究博物館, デジタルミュージアム, [http://www.u-tokyo.ac.jp/DM\\_CD/DM\\_TECH/](http://www.u-tokyo.ac.jp/DM_CD/DM_TECH/)
- 34) 博物館にホームページを, <http://www2.spmoa.shizuoka.shizuoka.jp/~museum/>
- 35) 文部科学省, 平成11年度社会教育調査速報結果の概要  
[http://www.sta.go.jp/b\\_menu/houdou/12/09/000913.htm](http://www.sta.go.jp/b_menu/houdou/12/09/000913.htm)
- 36) 博物館法, [http://www.houko.com/00/01/s26/285.htm/](http://www.houko.com/00/01/s26/285.htm)
- 37) デジタル・ミュージアム推進協議会 <http://www.digital-museum.gr.jp/outoline/link/museum.html>
- 38) 文化財情報システムフォーラム共通索引仕様, [http://www.tnm.go.jp/bnca/sys/Doc\\_1\\_3.html/](http://www.tnm.go.jp/bnca/sys/Doc_1_3.html/)
- 39) 自治体ネットワーク施設整備事業 [http://www.mpt.go.jp/top/local\\_support/support-3.html/](http://www.mpt.go.jp/top/local_support/support-3.html/)